

ゾーン30の整備について

1 「ゾーン30」とは

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

2 「ゾーン30」における主な対策内容

～対策のポイント～

○ゾーン内における走行速度の抑制

○通過交通（抜け道としての通行）の抑制・排除

～対策のポイント～

ゾーン入口の対策

標識・表示の設置によりドライバーに対し、ゾーンの入口を明示

区域規制標識の設置 路面表示（法定外）の設置

区域規制標識の設置

路面表示（法定外）の設置

ゾーン内の対策

最高速度30キロメートル毎時の区域規制の実施、路側帯の設置・拡幅と中央線抹消、物理的デバイス（ハンプ等）の設置等による速度抑制等の交通規制の実施による通過交通の抑制・排除

最高速度規制の実施 ハンプ・クロスマークの設置 中央線の抹消

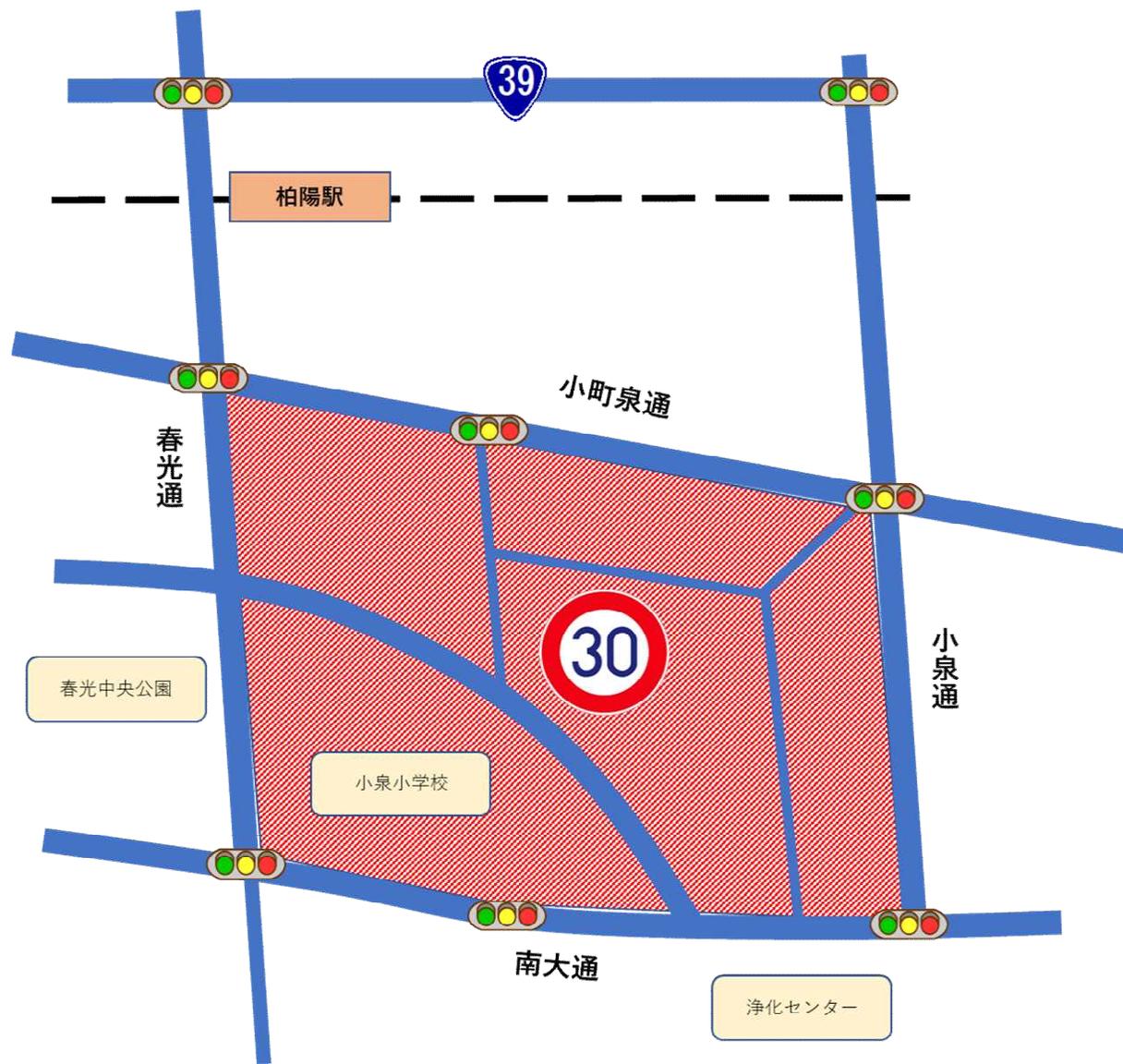
3 北見方面本部管内のゾーン30エリア

	住 所
①	北見市春光町3丁目・5丁目
②	北見市春光町4丁目
③	北見市中央三輪8丁目・9丁目

No.	場所	管轄署
1	北見市春光町3丁目・5丁目	北見



No.	場所	管轄署
2	北見市春光町4丁目	北見



No.	場所	管轄署
3	北見市中央三輪8丁目・9丁目	北見

令和3年11月開始

